

# 沖永良部与論地区広域事務組合懲戒処分等の公表基準

平成 29 年 3 月 1 日制定

## 1 目 的

この基準は、懲戒処分事案を公表することにより、町民に信頼される公正で透明な行政を確立するとともに、職員の服務規制の保持及び不祥事の再発防止を図ることを目的とする。

## 2 公表する処分

地方公務員法第 29 条第 1 項に基づく免職、停職、減給、戒告の懲戒処分

## 3 公表の内容

公表する内容は、被処分者個人が識別されない内容とすることを原則として次に掲げる事項とする。

- ① 所 属
- ② 階 級（一般職員の場合は職名）
- ③ 性 別
- ④ 年 代
- ⑤ 処分内容
- ⑥ 事案概要
- ⑦ 処分年月日

なお、重大な法令違反や非行の場合で、社会的な影響が大きい事案及び本組合に対する信頼を著しく損ねた事案並びに関係機関から先に被処分者の指名等が公表されている事案については、氏名、年齢等を公表するものとする。

## 4 公表の例外

被害者及び関係者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため必要と判断した事案については、公表事項の一部又は全部を公表しない。

## 5 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分を行った後速やかに公表する。
- (2) 公表は、3 の内容を記載した書面を掲示するが、必要な場合は、説明の機会を設けて行うこととする。